令和３年度 第７回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和３年１０月１２日（火）
　　　午後６時００分から
場 所：板倉コミュニティプラザ
　　　市民活動室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　所長あいさつ

４　報告事項
・板倉保養センターにおける市及び指定管理者の収支状況、指定管理の更新方針について
・ゑしんの里記念館における市及び指定管理者の収支状況、指定管理の更新方針について
・「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

５　その他
・各部会の報告について
（産業建設部会・健康福祉部会・地域振興部会・地域活動支援事業審査基準検討部会）
・地域活動支援事業採択団体への聞き取り結果について
・視察研修について

６　閉　　会

資料１

令和２年度の「板倉保養センター」における
市及び指定管理者の収支状況等について

１　施設の概要

所　在　地　　板倉区久々野 1624 番地 1
設　　　置　　平成 7 年度
構　　　造　　鉄骨造
面　　　積　　延床 1,426 ㎡
指定管理者　　黒倉ふるさと振興㈱

２　利用状況

（単位：人）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用者数		29,640	29,562	13,811
	うち宿泊	1,430	1,487	665
	うち日帰り入浴	23,254	23,435	12,110
	うち貸室	1,016	938	474
	うち宴会	3,940	3,702	562
参考：食堂利用者数		12,395	13,471	7,251

３　市の収支状況

（単位：千円（④を除く））

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
①収入		－	－	－
②支出	修繕料	2,075	2,190	2,658
	管理運営委託料	3,700	8,096	8,096
	減収補填金（※）	－	－	10,291
	その他	129	416	132
	合計	5,904	10,702	21,177
③公費投入額（②－①）		5,904	10,702	21,177
④利用者１人当たり公費負担額		199 円	362 円	1,533 円

※　新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した指定管理者に対し、協定に基づいて減収分を補填したもの

４　指定管理者の収支状況

（税抜、単位：千円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
①収入	利用料金収入	67,878	68,436	29,170
	管理運営委託料	3,426	7,427	7,360
	減収補填金（※）	－	－	10,291
	その他	526	1,050	8,801
②支出		77,702	76,356	59,210
差引（①－②）		△5,872	557	△3,588

※　３の※のとおり

５　令和２年度の主な取組等について

・　国の緊急事態宣言に伴う臨時休館　4/14～5/31
・　冬期間の平日休館による損失縮減　1/18～2/28
・　営業時間の短縮等による経費の削減
・　雇用調整助成金や GoTo トラベル事業等を積極的に活用

出資法人等経営状況報告書
（J－ホールディングス㈱事業子会社）

１　作成年月日及び担当部署

作成年月日	令和３年10月４日	担当部署	産業観光交流部　施設経営管理室

※以下は令和３年３月31現在の内容です。

２　法人等の概要

法人名	黒倉ふるさと振興　株式会社	
代表者	代表取締役　古澤　公男	
	■ 常勤　□ 非常勤	■ プロパー　□ 市兼務　□ その他
所在地	新潟県上越市板倉区久々野1624番地1	
設立年月日	平成7年7月3日	
資本金	20,000千円	
設立目的	上越市の所有若しくは管理する不動産及び温泉保養施設並びにその他管理運営、飲食店、仕出し料理店の経営、食料品、酒類、清涼飲料、観光土産品、たばこ、医療品、新聞、書籍、日用雑貨の販売、観光広告及び宣伝事業、各種イベントの企画構成等の事業を行うために設立。	
主な事業	板倉保養センター（やすらぎ荘）の管理運営	

３　役員数

（単位：人）

	常勤	非常勤	計	内訳		
				プロパー	市兼務	その他
取締役	1	0	1	1	0	0
監査役	0	1	1	1	0	0
計	1	1	2	2	0	0

４　職員数

（単位：人）

	計	内訳	
		プロパー	市兼務
正社員	5	5	0
その他	10	10	0
計	15	15	0

５　財務状況（税込）

（単位：千円）

項　目			第24期 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	第25期 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	第26期 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
損益計算書	売上高		71,802	75,863	36,530
	売上原価		22,028	20,435	9,361
	売上総利益		49,775	55,428	27,169
	販売費及び一般管理費		55,788	56,024	50,867
	営業利益		△6,013	△596	△23,698
	営業外収益		572	1,048	20,078
	営業外費用		0	2	404
	経常利益		△5,486	450	△4,025
	特別利益		84	2	0
	特別損失		1,139	0	0
	税引前当期純利益		△6,541	452	△4,025
	法人税等		195	205	186
	当期純利益		△6,736	248	△4,211
項　目			平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在	令和3年3月31日現在
貸借対照表	資　産		20,415	20,643	18,813
	負　債		4,714	4,694	7,075
	純資産		15,701	15,949	11,738
		資本金	20,000	20,000	20,000
		利益剰余金	△4,299	△4,051	△8,262
		その他	0	0	0

※　金額については、千円未満を四捨五入して表示しており、端数処理の関係上、決算書及び計算結果と一致しない場合があります。

６　令和３年度 経営状況の分析・評価

⑴　第三セクター等の経営状況の分析・評価のフローチャート

※「第三セクター等に対する関与方針」から抜粋

D	債務超過に陥っている、又は、資本金の50%を超える累積欠損金がある、若しくはそのおそれがあるか	はい →	第三セクター等評価委員会に見解を求める
	↓いいえ		
C	3期連続の赤字であるか	はい →	第三セクター等評価委員会に見解を求める
	↓いいえ		
B	法人の経営の持続可能性に懸念のある事項はあるか	はい →	第三セクター等評価委員会に見解を求める
	↓いいえ		
A	現状では、当該法人の経営状況に問題（課題）なし		

フローチャートによる評価基準		備考
A	経営状況に問題（課題）なし	引き続き経営努力を行う
B	法人の経営の持続可能性に懸念がある	経営健全化の可能性について、第三セクター等評価委員会に見解を求める
C	当期純利益が3期連続の単年度赤字である	
D	債務超過に陥っている、又は、 資本金の50%を超える累積欠損金がある	

フローチャートによる評価	B

→　ＢからＤ評価の法人は⑵へ

【特記事項】

単年度赤字額が純資産の 30%以上であり、次期も同等の赤字となる可能性があることから、Ｂ評価となりました。

⑵　令和３年度 第三セクター等評価委員会の分析・評価

第三セクター等評価委員会の評価
■　課題あり □　課題なし
第三セクター等評価委員会の分析
【上記評価の理由】 ①　２種類の温泉、眺望など、独自の観光資源はあるものの、市民に全く浸透していない。経営陣、従業員で独自の強みを見つめ直し、ターゲット層を検討した上で、効果的な発信をしていく必要がある。 ②コロナ禍における、メインターゲットは市民しかいないため、短期的な業績向上に向けては、市民が喜ぶプランの設計が必要である。 ③期中の運営体制において、事業計画後の進捗管理など、PDCA でいうチェック体制と改善アクションを組織として共有できる仕組み作りが必要である。
【その他指摘事項等】 ④　アフターコロナを見据え、準備・発信していくことが重要であり、事業投資に対する進捗状況や効果を明確に図っていくべき。

⑶　分析・評価結果を受けての対応方針

第三セクターによる対応方針
①②　当施設の魅力を最大限に発揮できるよう従業員一同、営業・広告戦略を検討し、利用量の増加を目指す。また、これまでは、地元板倉区中心の営業だったことから、今後は広く上越市域から誘客が図れるよう、板倉区の他の施設等とも連携しながら魅力的なコンテンツを検討する。 ③　　計画作成と実績確認にとどまらず、期中の運営体制をチェックするため、社長だけでなく従業員全員が進捗管理を図れる体制を構築する。 ④　　新たな取組として、今年からグランピング事業を開始したことから、更なる利用促進を図るほか、適宜、事業効果等を確認していく。
市担当部署による対応方針
・施設の運営や経営改善について、同社に一任するだけでなく、情報共有を図りながら、対応策を検討していく。 ・利用者の安心・安全を確保するため、常に同社と市で施設の状態を情報共有する。

資料２

令和２年度の「ゑしんの里記念館」における
市及び指定管理者の収支状況等について

１　施設の概要

所　在　地　　板倉区米増27番地4
設　　　置　　平成17年度
構　　　造　　鉄筋コンクリート造
面　　　積　　延床1,359㎡
指定管理者　　一般財団法人ゑしんの里観光公社

２　利用状況

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度
利用者数	11,344	8,571	4,334

３　市の収支状況

（単位：千円（④を除く））

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度
①収入		－	－	－
②支出	修繕料	299	647	2,695
	管理運営委託料	16,920	13,275	13,110
	減収補填金（※）	－	－	1,284
	その他	420	441	243
	合計	17,639	14,363	17,332
③公費投入額（②－①）		17,639	14,363	17,332
④利用者１人当たり公費負担額		1,555円	1,676円	3,999円

※　新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した指定管理者に対し、協定に基づいて減収分を補填したもの。

４　指定管理者の収支状況

（税抜、単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度
①収入	利用料金収入	311	191	154
	管理運営委託料	16,920	13,275	13,110
	減収補填金（※）	－	－	1,284
	その他	5,187	3,241	1,506
②支出		20,668	17,710	16,054
差引（①－②）		1,750	△1,003	0

※　３の※のとおり

５　令和２年度の主な取組等について

・　国の緊急事態宣言に伴う臨時休館　4/19～5/31
・　レストランメニューの見直しによる経費削減
・　雇用調整助成金や各種助成金等を積極的に活用
・　板倉特産品販売会の開催

出資法人等経営状況報告書

1　作成年月日及び担当部署

作成年月日	令和 3 年 8 月 24 日	担 当 部 署	産業観光交流部　施設経営管理室

※以下は令和 3 年 3 月 31 日現在の内容です。

2　法人等の概要

法　人　名	一般財団法人　ゑしんの里観光公社		
代　表　者	理事長　渡邉　信夫		
	□ 常　勤　■ 非常勤	■ プロパー　□ 市兼務　□ その他	
所　在　地	新潟県上越市板倉区米増 27 番地 4		
設立年月日	平成元年 4 月 27 日		
基　本　金	20,000 千円	市出捐割合	85.0%
設 立 目 的	光ヶ原高原を中心として地域に潜在している観光資源を掘り起こし、それを有効に活用しながら地域の魅力を広く普及する観光事業に努め、潤いと活力ある地域づくりに寄与する。		
主な事業	⑴　光ヶ原高原グリーンパル光原荘における食堂運営 ⑵　光ヶ原高原グリーンパル光原荘の管理業務の受託、信越トレイルの情報発信 ⑶　板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の経営 ⑷　ゑしんの里記念館の管理運営業務 ⑸　観光情報の発信及び宣伝活動（観光パンフレット及びチラシの作成、報道機関への情報提供） ⑹　各種観光イベントの開催及び参加 ⑺　上越観光コンベンション協会等と連携して行う観光客の誘致活動		

3　役員数

（単位：人）

	常勤	非常勤	計	内訳		
				プロパー	市兼務	その他
取締役	0	10	10	1	0	9
監査役	0	2	2	0	0	2
計	0	12	12	1	0	11

4　職員数

（単位：人）

	計	内訳	
		プロパー	市兼務
正社員	2	2	0
その他	7	7	0
計	9	9	0

5　事業実績（概要）

【令和 2 年度の経営状況】

・ 経常収益は、前年度と比較して 2,294 千円の減（6.1％の減）の 35,315 千円となりました。このうち、事業収益では、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、コロナ禍）により、いたくら亭やゑしんの里記念館の売店売上などが減少したことから、前年度と比較して 6,013 千円の減（28.3％の減）の 15,266 千円となりました。

・ 経常費用は、売上減少に伴う仕入原価の減少などにより、前年度と比較して 2,228 千円の減（5.7％の減）の 36,648 千円となりました。

・ この結果、当期一般正味財産増減額は△1,503 千円となり、令和 2 年度末の正味財産期末残高は 43,163 千円となりました。

（※指定正味財産は、令和 2 年度から一般正味財産として計上しております。）

・ なお、コロナ禍により、資金繰りの悪化が見込まれたことから、運用資金を確保するため、令和 2 年度において基本財産 10,000 千円を取り崩しました。早期に経営改善を図り、基本財産の積み戻しを図ることとしております。

【令和 2 年度の事業概要】

⑴　ゑしんの里記念館

・ 記念館の役割を維持しつつ、施設環境を生かした収益性のある記念館の運営を行いました。

・ 市内の様々な団体に記念館利用を呼び掛ける一方、令和 2 年 10 月から、毎月第 2 及び第 4 土曜日に、地元 3 団体による特産物の販売を行いました。

⑵　そば打ち体験交流施設いたくら亭

・ 中山間地域の生産者と協力し、板倉そばの知名度向上に向けた取組を促進しました。

⑶　光ヶ原高原グリーンパル光原荘

・ 信越トレイル利用者向けのサービス向上を図るため、きめ細やかな活動を実践しました。

【各施設の利用実績】　　（単位：人）

施設名	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	前年比
ゑしんの里記念館	目標	13,000	11,000	14,500	3,500
	うち自主事業	2,000	2,000	2,000	0
	実績	11,344	8,571	4,334	△4,237
	うち自主事業	5,576	3,092	1,225	△1,867
板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭	目標	14,000	14,800	15,200	400
	実績	13,922	14,068	11,711	△2,357
光ヶ原高原グリーンパル光原荘	目標	2,000	2,300	2,300	0
	実績	1,225	1,205	593	△612

・ ゑしんの里記念館の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較して 4,237 人の減（49.4％の減）の 4,334 人となりました。

・ また、そば処いたくら亭の利用者数は、前年度と比較して 2,357 人の減（16.8％の減）の 11,711 人となり、光ヶ原高原グリーンパル光原荘の利用者数は、前年度と比較して 612 人の減（50.8％減）の 593 人となりました。

６　財務状況（税抜）

（単位：千円）

項　目				平成30年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	令和元年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	令和2年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部					
		経常収益		43,048	37,609	35,315
			基本財産運用益	363	363	91
			特定資産運用益	0	0	0
			受取会費	0	0	0
			事業収益	23,237	21,279	15,266
			受取補助金等	19,409	15,946	19,938
			その他経常収益	40	20	20
		経常費用		40,507	38,876	36,648
			事業費	37,507	35,969	33,405
			管理費	3,000	2,907	3,243
		当期経常増減額		2,541	△1,267	△1,333
		経常外収益		0	0	0
		経常外費用		120	103	86
		当期経常外増減額		△120	△103	△86
		税引前当期一般正味財産増減額		2,421	△1,370	△1,419
		法人税等		126	126	84
		当期一般正味財産増減額		2,296	△1,496	△1,503
		一般正味財産期首残高		13,866	16,161	44,666
		一般正味財産期末残高		16,161	14,666	43,163
	指定正味財産増減の部					
		当期指定正味財産増減額		0	0	0
		指定正味財産期首残高		30,000	30,000	0
		指定正味財産期末残高		30,000	30,000	0
	正味財産期末残高			46,161	44,666	43,163
項　目				平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在	令和3年3月31日現在
貸借対照表	資　産			56,849	53,663	50,937
	負　債			10,688	8,997	7,774
	正味財産			46,161	44,666	43,163
		指定正味財産		30,000	30,000	0
		一般正味財産		16,161	14,666	43,163

※　指定正味財産は令和２年度以降、一般正味財産として計上しています。

※　金額については、千円未満を四捨五入して表示しており、端数処理の関係上、決算書及び計算結果と一致しない場合があります。

7　市からの財政支出等

⑴　委託額（税込）　（単位：千円）

内訳		平成30年度	令和元年度	令和２年度	備考
①	ゑしんの里観光公社 指定管理委託料	16,920	13,275	13,110	
②	グリーンパル光原荘等 管理業務委託料	2,088	2,271	3,457	
③					
計		19,008	15,546	16,567	

⑵　財政援助額（税込）　（単位：千円）

内訳		平成30年度	令和元年度	令和２年度	備考
①	補助金（助成金）	400	400	400	観光事業補助金
②	貸付金	0	0	0	
③	損失補償	0	0	0	
④	債務保証	0	0	0	
⑤	その他（補填金）	0	0	1,284	指定管理減収補填金
計		400	400	1,684	

８　今後の経営計画等

⑴ 次期事業計画

情報発信を幅広く行い、近隣地域とも連携を図った企画を実施するとともに、各施設においては、集客を目指し、次の主な取組を強化します。

○　ゑしんの里記念館
・ 地域住民の利用促進を図り、多目的ホール等を利用し賑わいを創出します。

○　そば処いたくら亭
・ そば打ち体験施設を継続しつつ、そば専門店として地域一番店を目指します。

○　光ヶ原高原グリーンパル光原荘
・ 信越トレイル等利用者向けに特化した活動を促進します。

【令和３年度集客目標】　（単位：人）

ゑしんの里記念館	7,500
そば処いたくら亭	15,200
光ヶ原高原グリーンパル光原荘	2,300

⑵ 中長期経営計画

なし

９　令和３年度 経営状況の分析・評価

⑴　第三セクター等の経営状況の分析・評価のフローチャート

※「第三セクター等に対する関与方針」から抜粋

D	債務超過に陥っている、又は、資本金の 50%を超える累積欠損金がある、若しくはそのおそれがあるか	はい → 第三セクター等評価委員会に見解を求める

↓いいえ

C	3 期連続の赤字であるか	はい → 第三セクター等評価委員会に見解を求める

↓いいえ

B	法人の経営の持続可能性に懸念のある事項はあるか	はい → 第三セクター等評価委員会に見解を求める

↓いいえ

A	現状では、当該法人の経営状況に問題（課題）なし

フローチャートによる評価基準		備考
A	経営状況に問題（課題）なし	引き続き経営努力を行う
B	法人の経営の持続可能性に懸念がある	経営健全化の可能性について、第三セクター等評価委員会に見解を求める
C	当期純利益が 3 期連続の単年度赤字である	
D	債務超過に陥っている、又は、 資本金の 50%を超える累積欠損金がある	

フローチャートによる評価	A

→　ＢからＤ評価の法人は⑵へ

【特記事項】

・　非営利法人においては、累積欠損金という概念がないため、初期の正味財産に対する減少分を累積欠損金と読み替える。

・　「3 期連続の赤字」の判断においては、「当期一般正味財産増減高」と「当期指定正味財産増減高」の合計がマイナスとなる場合は、赤字と読み替える。

⑵　令和３年度 第三セクター等評価委員会の分析・評価

第三セクター等評価委員会の評価
□　課題あり □　課題なし
第三セクター等評価委員会の分析
【上記評価の理由】
【その他指摘事項等】

⑶　分析・評価結果を受けての対応方針

第三セクターによる対応方針
市担当部署による対応方針

１０　令和２年度 第三セクター等評価委員会の分析・評価に対する対応状況

令和２年度 第三セクター等評価委員会の分析・評価【概要】
第三セクターによる対応状況
市担当部署による対応状況

【資料３】

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

上越市自治・地域振興課

１　概要

・第４期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。

・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和６年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

２　調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

２－１　短期的に実施が可能な取組

（１）市が取り組むこと

ア　周知について

アー１　主な回答

・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

アー２　市の今後の取組

・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやＳＮＳの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

イ　情報共有について

イー１　主な回答

・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。

・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

イー２　市の今後の取組

・空き家対策の審議から「（仮称）安心ノート」の取組につながった（清里区）など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。

・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。［下線部は市議会提案を反映］

・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

ウ　元気事業について

ウー１　主な回答

・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。

・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

ウー２　市の今後の取組

・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。

・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用の検討を提案します。

（２）各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

ア　意見交換について

アー１　主な回答

・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要

・課題に気付き、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要

・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要

アー２　各地域協議会における今後の取組（案）

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化［下線部は市議会提案を反映］

イ　会議運営について

イ－１　主な回答

・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。

・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。

・毎回１ 時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。

・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。

・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。

・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

イ－２　各地域協議会における今後の取組（案）

・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定

・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用

・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施

・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮

・分科会やグループワーク等、小規模な話合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

ウ　情報発信について

ウ－１　主な回答

・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。

・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

ウ－２　各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

２－２　市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

①　委員資格について

「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの

②　委員の公募公選について

「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの

③　委員の追加・補充選任について

「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの

④　議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤　報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。［下線部は市議会提案を反映］

➢地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

3　今後の予定

令和３年度	８月～	・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議 ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続
令和４年度		※市議会総務常任委員会からの提言（予定）
	４月～	・市議会からの提言を受けて検討継続
	年度末	・市としての地域協議会の見直し案の確定

4　研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。

【資料３－２】

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について（各地域協議会において取組を検討する項目）

項目	主な回答	市が例示した取組案	板倉区の現状	板倉区としての取組（案）
ア　意見交換について	・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要 ・課題に気付き、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要 ・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要	・地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化	○意見交換会 ・令和３年度、６地区（針・山部・寺野・宮嶋・筒方・豊原）の地区連絡協議会と意見交換を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止 ・３つの部会（産業建設、健康福祉、地域振興）において、板倉区内の団体と意見交換を実施する。	・令和４年度に６地区の地区連絡協議会と意見交換を実施する。 ・部会においても、必要に応じて関係する団体と意見交換を実施し、現状の取組を更に充実させる。
イ　会議の運営について	・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。 ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。 ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。 ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。 ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。 ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。	・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定 ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用 ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施 ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮 ・分科会やグループワーク等、小規模な話合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり	○会議の開催日時など ・開催日…会長、副会長と協議し決定 ・開催時間…午後６時から 時間はおおむね２時間程度 ○学習会や先進地域への研修視察 ・令和２年度は区内の施設を視察、令和３年度は頸城区の施設を視察予定 ・地域活動支援事業の採択方針や、地域活動支援事業の現地確認など適宜勉強会を設けている。 ○部会の設置 産業建設部会、健康福祉部会、地域振興部会、地域活動支援事業審査基準検討部会に委員が分かれて話合いの場を設けている。 ○委員の発言状況 全体会において発言回数に差はあるが、部会では委員全員が発言している。	・今年度の勉強会や研修視察、部会の取組について、今後も充実させていく。
ウ　情報の発信について	・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。 ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。	・協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫	○地域協議会だよりの編集・発行 ・令和３年度は４回、編集委員会を開催し原稿を作成。全戸配布するとともに市ＨＰに掲載。 ・毎号担当者を決めて、「ひとこと」を掲載	・今後も地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫をする。 ・毎月発行する総合事務所だよりにも、必要があれば地域協議会についての記事を掲載する。